

仮)地域で孤立することなく、
誰もが受け入れられるまち

～武蔵野市再犯防止推進計画～

令和6（2024）年度～令和11（2029）年度

中間のまとめ（案）

令和5年10月

武蔵野市第4期健康福祉総合計画・
第6期地域福祉計画専門部会

武蔵野市再犯防止推進計画 中間のまとめ(案)

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
第1節 計画策定の背景	1
第2節 計画の位置づけ	2
第2章 再犯防止を取り巻く状況と課題	3
第1節 国の動向	3
第1項 再犯者数の動向	3
第2節 重点課題	4
第3章 計画の基本的な考え方	5
第1節 基本目標	5
第2節 基本施策	5
第3節 取組みの全体像（施策の体系）	6
第4章 施策の展開（具体的取組み）	7
第1節 個々の状況に応じた保健医療・福祉サービスの利用の促進	7
第2節 就労・住居の確保等の取組みを通じた自立支援	9
第3節 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進	10
第4節 非行の防止・学校等と連携した取組み	11

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景

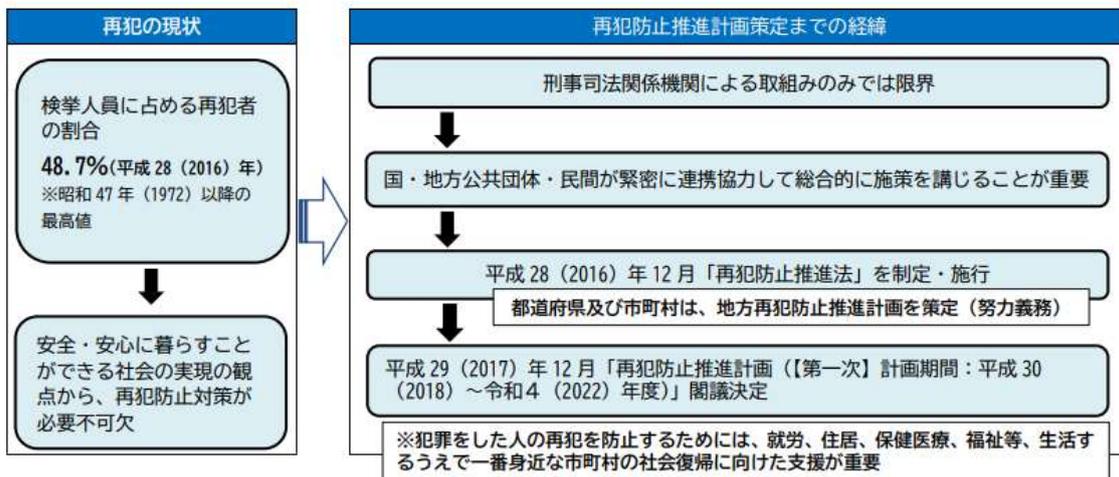
国の刑法犯検挙人員は、平成16(2004)年をピークに減少している一方で、刑法犯検挙人員に占める再犯者の割合(再犯者率)は増加が続き、平成28(2016)年には現在と同様の統計を取り始めた昭和47(1972)年以降最も高い48.7%となりました。また、平成19(2007)年版犯罪白書においては、戦後約60年間にわたる犯歴記録の分析結果等を基に、全検挙者のうちの3割にあたる再犯者によって約6割の犯罪が行われているという事実を示し、国民が安全・安心に暮らすことができる社会の実現の観点から再犯防止対策を推進する必要性と重要性を指摘しました。

このような状況のなか、平成28(2016)年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」(以下、再犯防止推進法)が成立、施行され、再犯の防止等に関する施策を実施する責務が、国だけでなく地方公共団体にもあることが明記されるとともに、都道府県及び市町村に対して、国の再犯防止推進計画を勧案し、「地方再犯防止推進計画」を策定する努力義務が課されました。

国が再犯防止推進法に基づき策定した『第一次再犯防止推進計画』(平成29(2017)年12月)、『第二次再犯防止推進計画』(令和5(2023)年3月)の両計画においては、犯罪をした人等の中には、安定した仕事や住居がない人、薬物やアルコール等への依存のある人、高齢で身寄りがいない人など地域社会で生活するうえで様々な課題を抱えている人が多く存在し、そのような人の再犯を防止するためには、刑事司法手続を離れた後も、地域社会で孤立させない“息の長い”支援を、国・地方公共団体・民間団体等が緊密に連携協力して実施する必要があり、取り分け、地域社会で生活する犯罪をした人等に対する支援に当たっては、福祉、医療、保健などの各種サービスを提供する基礎自治体の役割が極めて重要である旨が記載されています。

このたび武蔵野市においては、国の再犯防止推進法に基づき、再犯を防止するための取組みを整理・体系化し、関連する施策を総合的・計画的に展開するため、『武蔵野市第4期健康福祉総合計画・第6期地域福祉計画』に包含する形で『武蔵野市再犯防止推進計画』を策定します。

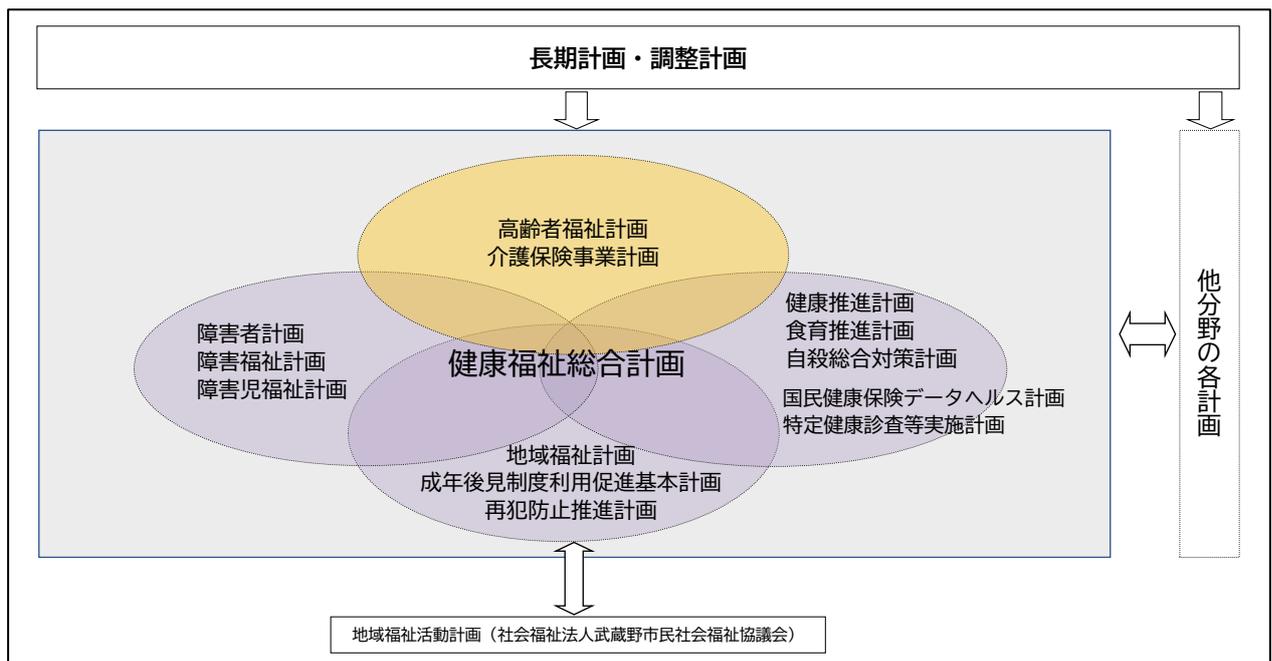
図表1-1 【参考】再犯防止推進計画策定の経緯



第2節 計画の位置づけ

本計画は、再犯防止推進法第8条第1項に基づく地方再犯防止推進計画として位置づけ、国の「再犯防止推進計画」を勘案し、本市における施策の取組みを示します。また、本市の最上位計画である『第六期長期計画』及び『第六期長期計画・調整計画』における重点施策として掲げられた「武蔵野市ならではの地域共生社会の推進」を理念として、健康福祉分野の基本となる健康福祉総合計画をはじめとする健康福祉分野の個別計画及び関連する各種計画との整合性を図ります。

図表1-2 【武蔵野市第4期健康福祉総合計画・個別計画 策定イメージ】



※『地域福祉活動計画』は、社会福祉法人 武蔵野市民社会福祉協議会が市民や地域福祉活動推進協議会等と連携して定める行動計画です。本計画と相互に連携しながら総合的な地域福祉の推進を目指します。

図表1-3 【各計画策定における法令の根拠】

地域福祉計画	社会福祉法第107条
成年後見制度利用促進基本計画	成年後見制度利用促進法第14条
再犯防止推進計画	再犯防止推進法第8条
高齢者福祉計画	老人福祉法第20条の8
介護保険事業計画	介護保険法第117条
障害者計画	障害者基本法第11条
障害福祉計画	障害者総合支援法第88条
障害児福祉計画	児童福祉法第33条の20
健康推進計画	健康増進法第8条
食育推進計画	食育基本法第18条
自殺対策推進計画	自殺対策基本法第13条の2
国民健康保険データヘルス計画	国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針
特定健康診査等実施計画	高齢者の医療の確保に関する法律(第19条)

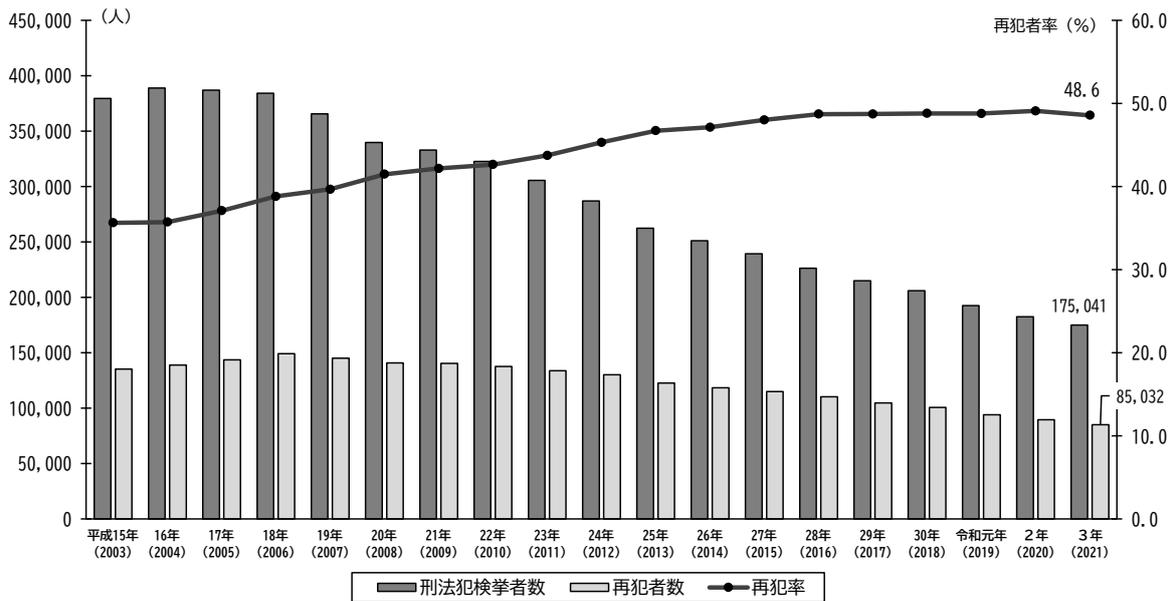
第2章 再犯防止を取り巻く状況と課題

第1節 国の動向

第1項 再犯者数の動向

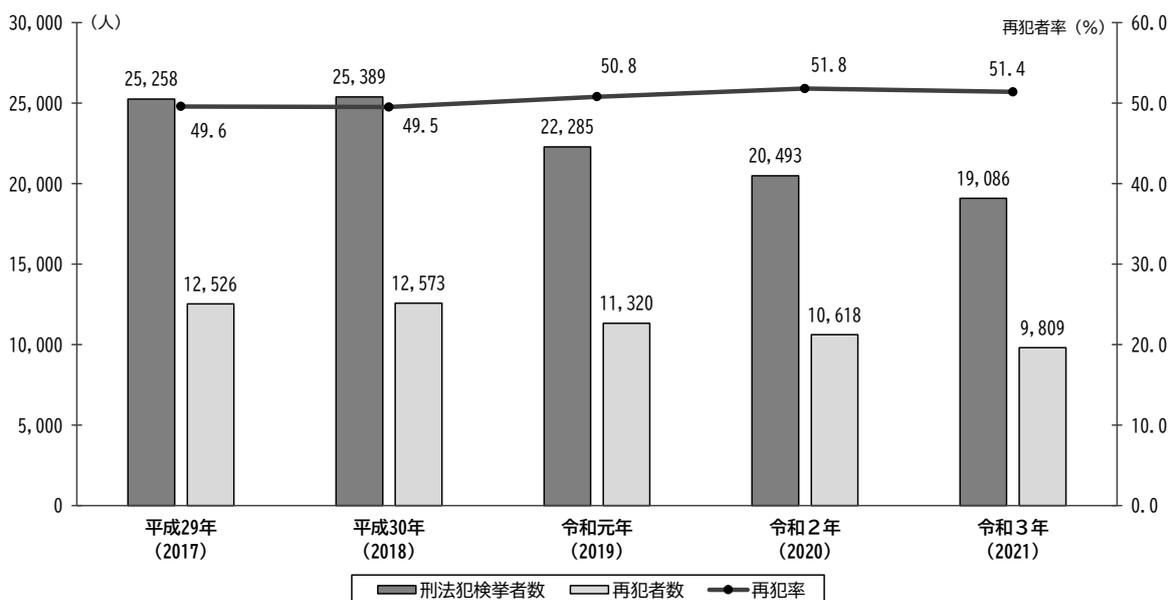
全国の刑法犯検挙人員は、平成16（2004）年をピークに減少傾向が続いている一方、刑法犯検挙人員に占める再犯者の割合（再犯者率）は増加が続いていましたが、ここ最近ではほぼ横ばい傾向となっています。

図表2-1 【刑法犯検挙人員の中の再犯者数・再犯者率の推移（全国）】



※法務省総合研究所「令和4（2022）年版犯罪白書」による

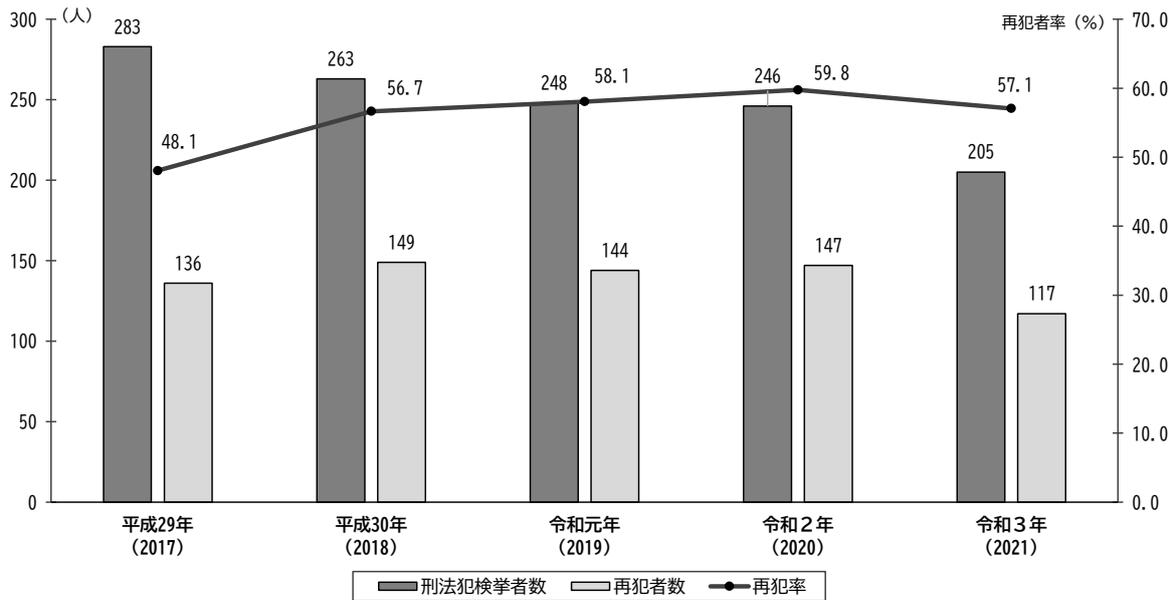
図表2-2 【刑法犯検挙人員の中の再犯者数・再犯者率の推移（東京都）】



※法務省矯正局提供の警察署別犯罪統計データを基に武蔵野市作成

(注) 20歳以上の検挙者であり、少年は含まれません。

図表 2-3 【刑法犯検挙人員の中の再犯者数・再犯者率の推移（武蔵野警察署）】



※法務省矯正局提供の警察署別犯罪統計データを基に武蔵野市作成

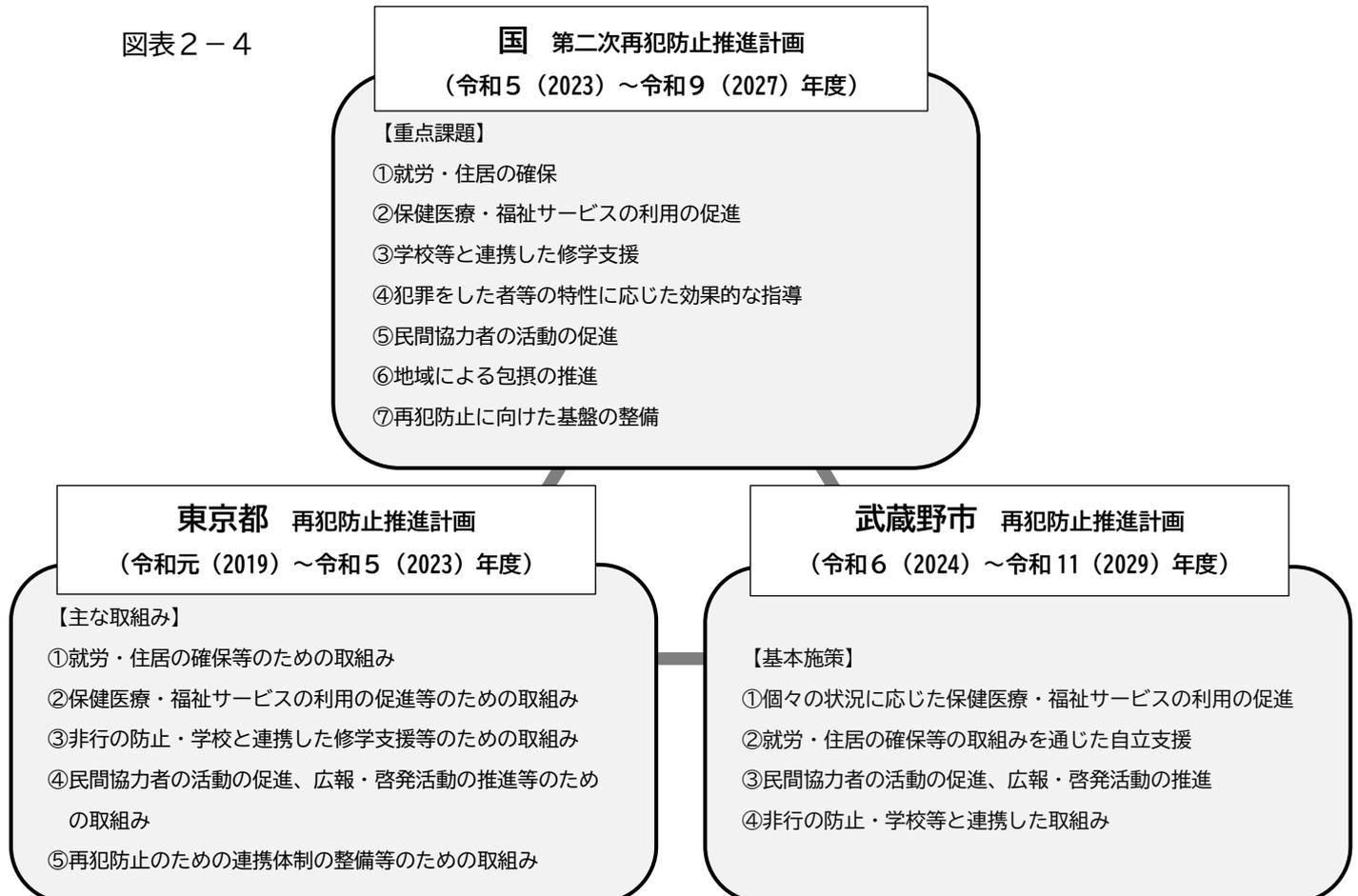
(注) 20歳以上の検挙者であり、少年は含まれません。

第2節 重点課題

国では多岐にわたる再犯防止施策を7つの重点課題として示しています。

本市では、国や都の計画の方向性を勘案し、4つの基本施策として整理しました。

図表 2-4



第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本目標

本計画では、様々な課題を抱えた犯罪や非行をした人等に対し、社会において孤立することなく、地域の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となるための支援をしていくことを目的としています。再犯を防止するための取組みを整理・体系化することにより、犯罪や非行をした人が円滑に社会に復帰することができ、安心して暮らし続けることができる地域共生社会の実現に向けた取組みを推進します。

仮)地域で孤立することなく、誰もが受け入れられるまち

第2節 基本施策

本計画は、次の4つの施策に基づき、取組みを進めていきます。

1 個々の状況に応じた保健医療・福祉サービスの利用の促進

2 就労・住居の確保等の取組みを通じた自立支援

3 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進

4 非行の防止・学校等と連携した取組み

第3節 取組みの全体像（施策の体系）

基本施策1 個々の状況に応じた保健医療・福祉サービスの利用の促進	
主な取組み	福祉総合相談窓口による相談支援
	生活困窮者自立支援事業
	生活保護事業
	権利擁護センター事業
	民生児童委員協議会
	見守り・孤立防止ネットワーク
	在宅介護・地域包括支援センター
	基幹型地域包括支援センター
	認知症サポーター養成講座
	基幹相談支援センター
	地域活動支援センター
	北多摩東地区保護司会武蔵野分区
	(国)パンフレット『犯罪被害者の方々へ』、被害者ホットライン
基本施策2 就労・住居の確保等の取組みを通じた自立支援	
主な取組み	生活困窮者自立支援事業【再掲】・就労準備支援事業
	シルバー人材センター
	障害者就労支援センターあいる
	生活困窮者自立支援事業【再掲】・住居確保給付金
	あんしん住まい推進事業
	福祉型住宅
基本施策3 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進	
主な取組み	北多摩東地区保護司会武蔵野分区
	“社会を明るくする運動”事業
基本施策4 非行の防止・学校等と連携した取組み	
主な取組み	教育相談支援
	スクールソーシャルワーカー
	スクールカウンセラー
	若者サポート事業みらいる
	青少年問題協議会
	生活困窮者自立支援事業【再掲】・学習支援事業
	武蔵野市子ども学習・生活支援事業
	東京都薬物乱用防止推進武蔵野市地区協議会
	民生児童委員協議会【再掲】児童委員

第4章 施策の展開（具体的取組み）

第1節 個々の状況に応じた保健医療・福祉サービスの利用の促進

【現状と課題】

刑務所出所後、再犯に至る背景の一つとして、様々な福祉的課題を抱え、「再び犯罪や非行をしない」という決意だけでは容易に立ち直ることが困難な状況にあることが挙げられます。

福祉的ニーズを抱えた人をよりの確に把握し、本人の状況や生活環境等に応じて、適切な保健医療・福祉サービスに繋げ、地域での社会生活を支援する必要があります。

また、犯罪や非行からの立ち直りを目指す当事者だけでなく、犯罪被害者等の支援にも目を向ける必要があります。

【主な取組み】

（総合相談・支援）

■福祉総合相談窓口による相談支援（生活福祉課）

福祉に関することで、相談先や解決方法がわからない困りごと（ひきこもりを含む）や生活の不安などについての相談を福祉相談コーディネーターが受け付けています。

■生活困窮者自立支援事業（生活福祉課）

生活保護に至らないものの、経済的に困窮し、心身や家庭などの様々な課題を抱える失業者や多重債務者など、課題解決が困難な人を対象に、自立相談支援機関の相談員が課題と一緒に整理し、ご本人の意思を尊重した支援計画を作成し、各種制度を活用しつつ、ご本人に寄り添った支援を行います。

■生活保護事業（生活福祉課）

何らかの理由で困窮し、生活することが難しいとき、憲法第25条の理念に基づき定められた生活保護法による保護を受けることができます。

■権利擁護センター事業（武蔵野市福祉公社・地域支援課）

武蔵野市福祉公社にて、つながりサポート事業や成年後見制度、地域福祉権利擁護事業など、身近に頼れる親族がいない人や、認知症や知的障害や精神障害などによって判断能力が十分でない人の福祉サービス利用援助を実施します。

■民生児童委員協議会（地域支援課）

厚生労働大臣の委嘱を受けた民生委員・児童委員が、地域住民の立場に立って相談に応じ、行政や専門機関とのつなぎ役として地域福祉向上のために関係機関と連携・協力します。市では市役所内に民生委員・児童委員協議会の事務局を設置しており、活動援助、関係機関との連携支援等を行います。

■見守り・孤立防止ネットワーク連絡協議会（地域支援課）

地域住民の異変の早期発見・早期対応のため、住宅供給系事業者や宅配事業者、コンビニエンスストア等サービス事業者、警察・消防等の関係機関等と連携し、情報・意見交換等を行うとともに、通常業務の中での見守り・孤立防止を図ります。

（高齢者相談・支援）

■在宅介護・地域包括支援センター（高齢者支援課）

地域住民の身近な相談窓口として、市内6か所で在宅介護などに関する様々な相談を受け、各種の介護支援サービスの情報提供・総合調整を行います。また基幹型地域包括支援センターと連携して介護予防サービスに関する支援や相談を行います。

■基幹型地域包括支援センター（高齢者支援課）

高齢者の生活を総合的に支えていくための拠点として、各地域の在宅介護・地域包括支援センターと連携し、介護予防マネジメント、総合相談支援、権利擁護、虐待の早期発見・防止、ケアマネジャー支援を行っています。

■認知症サポーター養成講座（高齢者支援課）

認知症を正しく理解し、偏見を持たず、自分のできる範囲で認知症の人やその家族を応援する「認知症サポーター」を養成し、地域や職場での見守りを支援します。

（障害者相談・支援）

■基幹相談支援センター（障害者福祉課）

地域の実情に応じて身体障害、知的障害、精神障害のある人の総合相談、専門相談や地域の相談支援体制の強化に取り組み、権利擁護・虐待防止、地域移行・地域定着支援等を総合的にを行います。

■地域活動支援センター（障害者福祉課）

社会交流の促進、創意的活動、生産活動の機会の提供、相談支援などを通して、社会的孤立を防ぎ、地域での生活を支援します。

（保護観察等）

■北多摩東地区保護司会武蔵野分区（地域支援課）

保護司は、保護司法に基づき、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員（実質的に民間のボランティア）で、保護観察官と協力して、犯罪や非行をした人が刑事施設や少年院から社会復帰を果たし、円滑に社会生活を営めるよう保護観察・環境調整・犯罪予防活動等に従事しています。

武蔵野市内の保護司が所属する北多摩東地区保護司会武蔵野分区においては、事務局を地域支援課が担っており、保護司の活動を支援しています。

（国 犯罪被害者等相談・支援）

■パンフレット『犯罪被害者の方々へ』、被害者ホットライン（法務省）

犯罪による被害者ご遺族の方々に対して検察庁で行っている保護や支援の制度について、捜査や裁判などの各段階に応じて記載しているほか、被害者ホットラインの連絡先が掲載されています。法務省ホームページにて閲覧・ダウンロード可能です。

第2節 就労・住居の確保等の取組みを通じた自立支援

【現状と課題】

令和3（2021）年において刑務所に再入所した人のうち7割以上が再犯時に無職であり、不安定な就労が再犯の大きな要因となっています。実際に雇用された後も人間関係のトラブル等から離職してしまう人が少なくないことから、就労やその継続の前提となるコミュニケーション能力等の強化も含めた職場定着に向けた支援が必要です。

また、刑務所満期出所者のうち4割以上が適当な帰住先が確保されないまま刑務所を出所しており、帰住先が確保されていない出所者の2年以内再入率は、更生保護施設等へ入所した仮釈放者に比べて約2倍高くなっていることから、適切な帰住先の確保は、地域社会において安定した生活を送るための欠かせない基盤であり、再犯防止を推進するうえで重要な要素の一つと言えます。

【主な取組み】

（就労相談・支援）

■生活困窮者自立支援事業【再掲】・就労準備支援事業（生活福祉課）

「社会との関わりに不安がある」、「長期間就労をしていない」など、直ちに就労が困難な人を対象に、1年以内の期間限定で、就労の前段階として必要な社会的能力の習得や、事業所での就労体験の場の提供、就労活動に向けた技法や知識の取得などの支援を実施します。

■シルバー人材センター（高齢者支援課・公益社団法人シルバー人材センター）

社会に参加する充実感と、生きがいづくりを目指し、働きたい、社会に役立つ仕事がしたいという人が自主的・主体的に共に助け合いながら活動しています。

■障害者就労支援センターあいる（障害者福祉課）

職業相談、就職準備支援、職場定着支援などをハローワーク、福祉施設、市役所などと連携しながら行います。障害のある人の社会的、経済的な自立を進めるために、就労にチャレンジしたい人、現在働いている人、以前働いていて再就職を目指す人等の企業への就労をサポートします。

（住居相談・支援）

■生活困窮者自立支援事業【再掲】・住居確保給付金（生活福祉課）

離職などで経済的に困窮し、住宅喪失またはその恐れがある人を対象に、3か月を原則として、家賃相当額を支給します（上限額あり）。世帯の収入・資産やハローワークでの求職活動などの要件があります。

■あんしん住まい推進事業（住宅対策課）

高齢者や障害者など（住宅確保要配慮者）に不動産店の紹介、契約手続などをサポートする支援事業者の派遣、連帯保証人がいない場合の家賃債務保証会社の紹介、保証委託料の助成等、民間賃貸住宅の住まい探しの段階から入居後まで様々な支援を行います。

■福祉型住宅（住宅対策課）

住宅に困窮し世帯の所得が一定基準以下の高齢者、障害者、ひとり親及び子育て世帯向けの、市が管理・運営する住宅です。

第3節 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進

【現状と課題】

犯罪をした人等の社会復帰支援は、数多くの民間協力者の活動に支えられています。再犯の防止等に関する民間協力者の活動は、刑事司法手続が進行中の段階から終了した後の段階まで、あらゆる段階をカバーする裾野の広いもので、刑事司法関係機関や地方公共団体といった公的な活動とも連携した取組みが行われています。

民間協力者のうち、保護司は、犯罪をした人等が孤立することなく、社会の一員として安定した生活が送れるよう、保護観察官と協働して保護観察を行うなどの活動を行っており、地域社会の安全・安心にとっても、欠くことのできない存在です。

また、犯罪をした人等の社会復帰を支援するための地域に根差した幅広い活動を行う更生保護女性会やBBS会（Big Brothers and Sisters Movement）等の更生保護ボランティアにより、地域社会における様々な支援が形作られています。

民間協力者が再犯防止において極めて重要な社会資源であることを踏まえ、より一層連携を強化していく必要があります。

また、“社会を明るくする運動”等の広報・啓発活動を支援し、犯罪や非行の立ち直りに関する理解や民間協力者を含む更生保護活動の周知を推進する必要があります。

【主な取組み】

■北多摩東地区保護司会武蔵野分区（地域支援課）

保護司は、保護司法に基づき、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員（実質的に民間のボランティア）で、保護観察官と協力して、犯罪や非行をした人が刑事施設や少年院から社会復帰を果たし、円滑に社会生活を営めるよう保護観察・環境調整・犯罪予防活動等に従事しています。

武蔵野市内の保護司が所属する北多摩東地区保護司会武蔵野分区においては、事務局を地域支援課が担っており、保護司の活動を支援しています。

また、令和5（2023）年度から4年間の予定で北多摩東地区保護司会の幹事市を武蔵野市が務めることとなるため、地区保護司会が地域の関係機関・団体と連携しながら更生保護活動を行う拠点として、市内に更生保護サポートセンターを開設しました。

■“社会を明るくする運動”事業（地域支援課）

犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築くための全国的な運動である“社会を明るくする運動”を武蔵野市において効果的に推進するため、“社会を明るくする運動”武蔵野市推進委員会を設置し、関係団体と連携し広報・啓発活動に取り組みます。



更生保護マスコットキャラクター ホゴちゃん

第4節 非行の防止・学校等と連携した取組み

【現状と課題】

我が国において、ほとんどの人が高等学校に進学する状況にある中で、入所受刑者の約3割は高等学校に進学しておらず、約2割は高等学校を中途退学しています。また、少年院入院者においても高等学校への進学率の低さや、進学後の高等学校の中退率の高さが課題となっています。

非行等を理由とする児童生徒の修学の中断を防ぐため、貧困や虐待等の被害体験などが非行等の一因になることも踏まえ、地域社会における子どもの居場所づくりや子ども・保護者等に対する相談支援の充実、犯罪予防活動の推進、学習相談・学習支援など、継続した学びや進学・復学の支援や、児童生徒の非行の防止や深刻化の防止に向けた取組みを、学校を含めた関係機関等と連携・強化していく必要があります。

【主な取組み】

■教育相談支援（教育支援課教育支援センター）

幼児から思春期の子どもにより豊かな健全育成のため、相談者の課題やニーズに応じ、臨床心理士である教育相談員による相談支援を行います。

■スクールソーシャルワーカー（教育支援課教育支援センター）

不登校や家庭環境の問題などの困りごとを抱える小・中学生に対して、社会福祉士等の資格をもつスクールソーシャルワーカーが、学校や家庭を訪問し子どもや保護者と面談を行い、必要な支援機関に繋がります。

■スクールカウンセラー（教育支援課教育支援センター）

市立小・中学校に、東京都のスクールカウンセラーを週1回配置するとともに、市の教育相談員を週1回派遣し、課題解決に向けた相談支援を行っています。

■若者サポート事業みらい（児童青少年課）

人とのつながりや「次のステップ」に踏み出す足がかりを求めている若者に、相談の場と安心して参加できる活動の場を提供します。個別相談をしながら、学習や体験を通して自分の進路を探していく支援をします。

■青少年問題協議会（児童青少年課）

地方青少年問題協議会法に基づき、青少年の健全育成のため、市における青少年の指導、育成、保護および矯正に係る青少年の総合的な問題を検討し、必要な調整等を行います。

■生活困窮者自立支援事業【再掲】・学習支援事業（生活福祉課）

生活に困窮する家庭のうち、学習支援が必要な小学校3～6年生および中学校1～3年生の子どもに対し、基礎学力の向上を目的とした補習教室を実施します。

■武蔵野市子ども学習・生活支援事業（子ども子育て支援課・武蔵野市民社会福祉協議会）

無料または低額で利用できる、子どもの学習支援や子どもが自由に過ごせる場（居場所）づくり等を地域住民団体や企業などが行い、子どもと地域の人たちがつながりを持ち、交流する場を開催しています。

■東京都薬物乱用防止推進武蔵野市地区協議会（健康課）

年間を通じて覚せい剤などの薬物乱用防止のための啓発活動を行っています。覚せい剤などの薬物乱用防止・撲滅に向けて、地域で連携した取組みが求められる今日、本協議会では、年2回、街頭で啓発活動を行っています。また、市内の中学生に薬物乱用問題について関心を持ってもらうため、薬物乱用防止のポスター・標語の募集及び表彰も行っています。

■民生児童委員協議会【再掲】児童委員（地域支援課）

民生委員は「児童委員」を兼ねており、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、見守り・相談・支援を行います。年に1回児童委員、児童相談所、学校、子ども家庭支援センター等関係機関による地区連絡協議会を開催し、情報交換・識見の向上を図ります。